

## 第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

### ① 第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

### ② 評価調査者研修修了番号

S2020022・2804、SK18028・2106、SK2019005・2909

### ③ 施設の情報

名称：いわき育英舎	種別：児童養護施設	
代表者氏名：施設長 田久和志	定員（利用人数）： 40名（37名）	
所在地：福島県いわき市小川町上小川字大坂5番地		
TEL：0246-83-1571	ホームページ： <a href="https://fksyouhei.wixsite.com/iwakiikuei">https://fksyouhei.wixsite.com/iwakiikuei</a>	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和58年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 昌平覺		
職員数	常勤職員： 26名	非常勤職員 5名
有資格職員数	（資格の名称） 名	
	保育士	8名
	看護師	1名
	管理栄養士	1名
	調理師	3名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	居室28，静養室4，食堂4，浴室4，洗面所4，便所13，医務室1，調理室1，事務室1，倉庫8，相談室1，更衣室4，集会室1，親子生活訓練室1，職員室2，心理相談室1，学習室1	

### ④ 理念・基本方針

#### 【理念】

わたしたちは、人を愛し思いやることをその根本原理とし、「わたし」と「あなた」の尊い関係性を敬い、「他者に対する親愛の情と優しさ」を持てるように、常に敬愛の心で子どもたちに接し、その健やかな成長を育めるような場所を創造していきます。

## 【養育方針】

### ①いじめや暴力のない生活

すべての子どもたちはその人権を尊重され、安全で安心して暮らせる生活を根幹に据え、平和な心で、豊かな感受性を持ち楽しく暮らせる毎日を目指します。

### ②素直な気持ちで生活

「わたし」が「わたし」でいられる事の大事さ、「あなた」は「あなた」という存在を認めることの大事さ、を常に理解し、「素直な気持ち」で生活していきます。

### ③みんなで創る生活

共に生活していく中で、他者への優しさや、思いやりの大事さを伝えながら創造性豊かな楽しい、家庭的な毎日を送っていきます。

## ⑤ 施設の特徴的な取組

- ・施設は4つのユニットからなり、年齢の異なる子どもと職員が一つの家（グループ）を構成している。その中で、子どもたちが年齢に応じた役割を担い、支え合いながら生活できるよう支援がなされている。幼児を除き個室が整備されプライバシーに配慮されているほか、学習室が別棟にあり勉強に集中しやすい環境が整っている。
- ・業務マニュアルが援助指針として整備され、生活面の支援をはじめ問題行動等が発生した場合や自立支援計画策定の流れがフローチャートで示されている。また感染症マニュアルや各種記録の書き方、その共有の仕方についても明記されるなど、職員の業務遂行に必要な項目が盛り込まれた内容となっている。
- ・子どもの権利擁護に関して、施設内に権利擁護委員会を新たに立ち上げ、「人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のためのチェックリスト」の結果分析・課題抽出・対応策の推進等の体制を整備するとともに、CAP（子どもたちがさまざまな暴力から自分を守るための人権教育プログラム）研修を子どもと職員がそれぞれ受けるなど、組織的に取り組んでいる。

## ⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年8月24日（契約日）～ 令和4年1月13日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

## ⑦ 総評

### ◇ 特に評価の高い点

#### <子どもの意向や主体性への配慮>

子どもが主体的に自分たちの生活を創っていくように、毎月グループ会議や児童会を開催し、様々なルールや施設に対する意見・要望について話し合っている。児童会等で話し合われた内容は職員会議で協議し、できるものについては施設運営に反映するとともに、反映できない内容については子どもにその理由を説明するなど、フィードバック

クするようにしている。

職員は、生活の様々な場面において、子どもの自己選択の体験機会を増やし、子どもが主体的に自分自身の力で課題を解決していくために必要な意欲の向上に繋がるように、エンパワメントを意識した養育・支援に努めている。

#### <個別ケアの充実に向けた取組>

毎日の引継ぎの際に必ず、全国児童養護施設協議会（全養協）作成の冊子「この子を受けとめ、育むために」を活用し、自分たちの養育・支援のあり方を振り返るようにしている。

また、子ども自身が大切にされているとより実感できるよう、子ども一人ひとりに寄り添い、担当職員と一対一で外出する機会を意図的に設けて長時間共に過ごすことで子どもの話を十分聴くなど、小舎制を活かした個別ケアの充実に取り組んでいる。

#### <リービングケア、アフターケアへの取組>

子どもの最善の利益にかなった子ども自身による進路の自己決定ができるよう、外部講師による奨学金の説明会や「お金の使い方講座」を実施したり、アパートを借りて一人ひとりに応じたプログラムによる自立訓練を行ったりするなど、自立に向けた支援に努めている。

また、親子生活訓練室を整備し、児童相談所と連携しながらペアレントトレーニングを実施する等、保護者への支援、親子関係再構築支援を行っている。

さらに、退所した子どもに何か問題が起きた時には、主任児童指導員が中心となり、行政や他の福祉施設などの関係機関とも連携しながら対応している。

#### ◇ 改善を求められる点

##### <中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定>

法人の中・長期計画は、法人の理念はもとより、児童養護分野においては、「新しい社会的養育ビジョン」や児童養護施設の理念の具現化を図るため、事業が効果的に実施できるよう策定されるものとする。

法人では令和3年3月に第3次五カ年計画を策定したが、資金計画が盛り込まれておらず、工程表は5年間の具体的な取組内容が十分であるとは言い難い。

施設の単年度計画は、法人の中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であり、実現可能であることが求められる。したがって、まずは法人の中・長期計画を資金計画が盛り込まれ数値目標や成果等を設定した内容となるように見直し、PDCAサイクルによる実施状況の分析・評価が可能な計画にしてほしい。その上で施設の単年度計画は、中・長期計画を反映した内容とし、分析・評価ができる計画にしてほしい。

##### <人材育成の体制整備>

法人の中・長期計画を実現するためには、職員のより高い専門性の獲得、児童養護施設の小規模化、地域分散化に伴う養育・支援の質の向上を図るための人材の確保・育成などが求められる。については、施設として期待する職員像を職員に明確に示し、定期的

な個別面談を通じて職員一人ひとりの目標管理を行うなど、法人が職員を育成するためのシステムや、必要な人材を確保するための計画的な取組を速やかに整備し進めてほしい。

<地域の福祉ニーズに応じた公益的な取組>

施設がもつ機能や設備、専門性を備えた人材や培ったノウハウ等を地域の福祉ニーズに応じて提供することが、いま社会福祉法人には求められている。そして、そのニーズに適切に応えることが「地域になくっては困る存在」として認知されることになる。ついては、法人として、身近な地域と今まで以上に意識的に関わりをもち、地域の福祉ニーズを把握することから始めてほしい。

<業務マニュアル等の検証・見直しへの取組>

以前の第三者評価結果を踏まえて、いわき育英舎援助指針として業務マニュアルが新たに整備されている。しかし、職員に配布しておらず、養育・支援の質の向上のための勉強会にも一部しか活用されていない。ついては、職員の育成や養育・支援の質の向上に繋げるために、全職員に配布・説明した上で日々活用してほしい。

また、定期的に内容を見直せるよう、評価・見直しの時期や手法を定め、見直した際は時期と内容について明記してほしい。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審においては、評価結果をわかり易く、丁寧に説明をしていただきありがとうございました。受審により、施設の取組の成果や課題が明確になり、そのサービスの到達度が示されました。日々職員は子どもたちと関わっていますが、具体的に数値等で評価されることは少なく、今回の評価結果が職員の意識高揚や質の向上に取り組む組織作りにつながっていくと思います。評価結果を職員全員と共有する場を設け、取組が評価されたものに対しては、PDCA サイクルによる実施状況の分析・評価を行い、更なる質の向上をめざして参りたいと思います。改善が求められたものに対しては、施設運営上、重要な基盤であることを認識し、職員参画のもと、法人全体、理事会とも共有をし、早急に体制の構築や計画の見直しを行っていきたくと思います。子どもの最善の利益を追求し、サービスの質の向上に継続的に取り組み、子どもたちとその家族、地域の方々にも質の高いサービスが提供できる施設を目指していきたくと思います。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階（一部 a・c の 2 段階を含む））に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し、周知を図っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の理念、基本方針（養育方針）は明文化されており、「施設要覧」、施設のホームページにも明記されている。「入所者のしおり」には子どもが読みやすいようにフリガナをつけている。また、各グループのリビングや職員室に「理念に対する八つの心得」が掲示されている。しかし、理念に基づく基本方針が、子どもを対象とした「養育方針」となっていたり、職員の行動規範ともいえる「理念に対する八つの心得」の周知は、聴き取りでは確認できなかった。</p> <p>今後は、理念と養育方針、養育目標そして「理念に対する八つの心得」について、誰に向けられたものなのかを含めて整理し、子どもの理解を促す工夫や職員の理解につながる周知の仕方を検討してほしい。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>県社協の児童福祉施設部会や、いわき市要保護児童対策協議会を通じて児童福祉の課題把握に努めている。</p> <p>しかし、児童養護を担う施設として、施策の動向、いわき地域での特徴・変化を踏まえた経営環境や課題の把握・分析が行われていない。</p> <p>今後は、いわき市で唯一の児童養護施設であることを鑑み、法人として委員会を組織し、県社協の部会やいわき市の協議会を通じて把握した課題に対応するとともに、いわき市の各</p>		

種福祉計画の策定動向や潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集、把握、分析し、児童養護施設を取り巻く経営環境の変化に適切に対応してほしい。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業経営上の課題、苦慮している事項を整理し、理事会でもその内容を共有している。しかし、現状分析が十分でないため、課題の解決・改善に向けた取組に繋がっていない。</p> <p>今後は、法人として児童養護の課題の解決・改善に向けた取組ができるよう、施設側から現状分析に基づいた具体的な提案ができるようにしてほしい。</p>		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>令和3年3月の理事会で承認された「第3次五ヵ年計画」において、社会福祉を取り巻く状況を踏まえた上で、事業ごとの現状と課題を整理し、重要課題を抽出している。しかし、重要課題に取り組むための計画は数値目標や資金計画が定められておらず、具体性に欠けている。また、把握している課題と工程表の内容に整合性を欠いたものもある。</p> <p>今後は、中・長期計画に資金計画を盛り込むとともに具体的な数値目標を設定し、毎年度工程表の進捗状況を確認して必要な見直しを行うなど、実効性のある計画にしてほしい。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単年度の事業計画は、6つの重点目標と3つの養育目標を設定した上で、実施する事業内容を19項目に整理し明記している。加えて、施設の概要、職員組織一覧、運営組織、職員分掌、研修計画及び年間行事計画も盛り込み策定している。しかし、中・長期計画である「第3次五ヵ年計画」を反映したものとは言い難い。</p> <p>今後は、「第3次五ヵ年計画」に示された工程表を反映するとともに、数値目標を設定するなどPDCAサイクルによる評価、見直しができる事業計画にしてほしい。</p>		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行い、職員が理解している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画は、管理職や専門職が参画して策定している。しかし、事業報告の作成時期から、前年度の評価を踏まえた事業計画内容にするのは難しいとの理由で、前年度計画をほぼ踏襲した内容にとどまっている。</p> <p>今後は、PDCAサイクルによる事業計画策定を念頭に、時期や手順を決めた上で、職員や子ども等の意見を十分反映し、年度途中の評価を経て実施してほしい。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画を子どもや保護者等に周知し、理解を促して	a・b・c

	いる。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年間及び月間の行事計画は、児童会やグループ会議において予定表を示しながら伝えている。しかし、事業計画自体の内容については子どもたちに説明していない。</p> <p>今後は、事業計画の中から重点項目や子どもたちの生活にかかわる項目について、児童会やグループ会議等を活用し、内容をかみ砕いてわかりやすく説明するなど子どもたちが理解できるような工夫をしてほしい。</p>		

#### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組を組織的・計画的に行っている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組を組織的にいき、機能している	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>研修計画に基づく外部研修への参加や伝達研修による職員間の共有などに取り組んでいる。また、経験の浅い職員には積極的にコミュニケーションをとるなど、機会を捉えた指導や助言等を行っている。令和2年度からは、全国児童養護施設協議会の「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項及びチェックリスト」を全職員で実施している。しかし、チェックリストの結果に基づいた現状把握、課題分析に対し組織的に改善に取り組む体制がなく、自己評価も第三者評価受審にあたって行っているだけである。</p> <p>今後は、令和3年度に立ち上げた権利擁護委員会においてチェックリストの結果の分析・検討、課題への取組や自己評価を毎年実施するなど、養育・支援の質の向上に向けた組織的・計画的な取組を進めてほしい。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>令和2年度から実施している「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項及びチェックリスト」に基づいた結果を分析・検討し、課題解決に向けた取組を行うため令和3年度に権利擁護委員会を立ち上げたが、本格的な活動はこれからである。</p> <p>今後は、権利擁護委員会においてチェックリストや自己評価の結果を分析し、取り組むべき課題の明確化、計画的な改善策を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しができる管理体制を構築してほしい。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任を明確にしている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理	a・b・c

	解を図っている。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長の役割と責任については、運営管理規程、職員分掌表、土砂災害対応マニュアル等で明確に規定しているだけでなく、不在時の権限についても示している。また、施設長は施設内の会議にはできる限り出席し、職員に必要なアドバイスや自らの考えを伝えている。</p> <p>今後は、出席している会議等で、施設の経営や管理に関する方針を表明したり、法人の広報誌やホームページを活用して積極的に発信してほしい。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の「法令遵守規程」及び「法令遵守に関する留意事項」に施設長・管理者に求められることが規定されている。また、法令遵守の組織体制も整備されている。制度改正などの情報は法令遵守責任者である法人本部次長より周知され共有している。しかし、事業部門の責任者である施設長として、幅広い分野にわたる遵守すべき法令等の把握や職員への周知に関する取組は十分ではない。</p> <p>今後は、出席している会議等の場を活用し、新しい情報も含めて「法令遵守に関する留意事項」を職員に説明するなど、計画的に周知してほしい。</p>		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップを発揮している。		
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は子どもたちの下校時間に各グループを回って、職員の対応や子どもたちの状況の把握に努めている。また、施設内の会議等に積極的に出席し、職員の意見を聞き、養育・支援の質の向上に反映させている。</p> <p>しかし、施設長として、現状の養育・支援の質についての定期的・継続的な評価・分析は行っていない。</p> <p>今後は、施設長のリーダーシップにより、組織として定期的、継続的に養育・支援の質を評価・分析するための委員会を設置するなど養育・支援の質の向上に向けた指導力を発揮してほしい。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員不足という厳しい状況の中、職員の同意を得るだけでなく、労働基準監督署にも確認しながら勤務シフトを細分化し、職員の働きやすい環境整備に取り組んでいる。また、勤務シフトをシミュレーションしながら業務の実効性向上に向けた検討も行っている。</p> <p>今後は、経営の改善や業務の適正化には職員が働きやすい環境の整備が重要であることから、根拠に基づいた提案を理事会に行うなど指導力を発揮してほしい。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果
--	---------



Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>求人活動では、求める人材を明確に位置づけ、施設の養育観とマッチする人材の確保に努めている。採用は、保育士の新卒者にターゲットを絞り採用基準を高めに設定した上で、面談で施設の養育観を丁寧に説明しながら、児童養護の分野で働く意欲を見極めている。</p> <p>今後は、施設長が描いている理想を職員間で共有できるよう、人材確保方針の確立や具体的な計画の策定を進めてほしい。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人として人事管理要綱を定めている。年1回の「進退伺い(目標管理シート)」により職員一人ひとりの目標や課題を明確にした上で面談を行っている。また、役職への登用は、人事管理要綱に基づき施設長が成績評価を行い、法人本部事務局長の審査を経て理事長に提案している。</p> <p>今後は、期待する職員像を明確にした上で、職務遂行能力や職務上の成果などを客観的に測ることができる基準を用いて人事管理を行ってほしい。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>希望休の申し出や有給休暇の取得など、働きやすい職場づくりに配慮している。メンタルヘルスに関しても研修への参加、伝達研修により職場全体で共有している。職員クラブやお茶会など福利厚生面でも職員のニーズに応じている。また、20年勤続職員に対してはお祝金の支給や連続休暇の取得などにより慰労する取組も行っている。</p> <p>今後は、年次有給休暇取得義務化や育児介護休業等の法改正に合わせた規程の改正、新規採用職員を中心とした就業規則の説明、職員の時間外労働の把握等を適宜実施してほしい。さらに、法人の衛生委員会に参加するなど、労働安全衛生に積極的に取り組んでほしい。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新任職員の研修はプログラムが決められており、研修実施を確認するチェックリストがある。また「進退伺い(目標管理シート)」に基づいた個別面談を実施している。しかし、施設として期待する職員像を明確に示しておらず、面談も年1回しか行われていない。</p> <p>今後は、職員が目指すべき将来の姿が明確に描けるよう期待する職員像を示し、職員一人ひとりの目標管理が行えるよう複数回の個別面談を実施し、進捗状況の確認、年度末の振り返り、次年度の目標設定という研修管理サイクルで行ってほしい。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>年度研修計画を作成し、職員を計画的に参加させている。また、「進退伺い(目標管理シート)」に希望する研修を記載させるなど、職員の希望を研修計画に反映させるよう努めている。新任職員に対しては「研修チェックリスト」に基づいて計画的に研修を実施している。</p> <p>今後は、必要とする人材を育てる観点から、緊急性の高い研修ニーズと長期的な視点での研修ニーズを把握し、施設の理念に基づく研修方針、研修計画を定めるとともに、研修担当者を明確に位置付けて組織的に推進してほしい。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会を確保している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度研修計画に基づき外部研修受講を進めるとともに、「進退伺い(目標管理シート)」に希望する研修を記入させたり、研修に関する情報提供を行っている。また、機会を捉えて、施設長等の役職員がOJTを実施したり、職場内で伝達研修を行うなど、研修の機会を確保している。</p> <p>今後は、新任職員以外に職階に応じたOJTの機会を意図的につくるとともに、スーパービジョンの体制が確立できるよう、役職員にスーパーバイザーとしてのスキル習得のための機会を確保したり、「資格取得補助に関する規程」を積極的に活用し社会福祉士等福祉専門職としての資格取得を奨励してほしい。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育士資格取得のための実習生を受け入れており、副主任家庭支援専門相談員が指導している。「実習生受入れについて」という書面は確認できたが、保育士のみを対象としたものであり、専門職の研修・育成に関する基本姿勢、研修・育成の目的、実習生が留意すべき事項等の記載はなかった。</p> <p>今後は、施設として実習生に何を学んでほしいのかという基本姿勢を明確にするるとともに、実習指導者にも研修に参加させるなど、専門職の研修・育成が適切に行われるようにしてほしい。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人のホームページに施設のページがあり、理念や養育方針、事業計画、事業報告、決算をはじめ、過去に受審した第三者評価の受審結果を掲載している。しかし、いずれも最新の情報に更新されていない。また苦情についても公開していない。</p> <p>施設独自のホームページを検討しているとのことであるが、まずは法人の責任として既存のホームページを適宜更新し公表すべきものは積極的に公表してほしい。また、施設独自の</p>		

広報誌の定期的発行や回覧板の活用など地域に向けた情報発信を積極的に行ってほしい。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の「管理規程」により職種別の職務内容、権限、責任が明確にされている。また、「経理規程」「法令遵守規程及び留意事項」によりルールを明確にしている。「経理規程」に基づく監事の内部監査を4ヵ月ごとに実施している。しかし、内部監査で行う内容は収支状況の把握であり、施設運営や労務管理、労働安全衛生等については行われていない。</p> <p>今後は、収支状況だけでなく、運営面、労務管理や支援のあり方についても内部監査を実施し、職員が安心して働ける職場づくりと質の高い養育・支援に向けて取り組んでほしい。</p>		

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域の子ども会活動や、お神輿担ぎ等の行事に子どもだけではなく職員も参加している。中学生の部活では他の保護者と一緒に職員が送迎を担当したり、LINE を用いてコミュニケーションを図るなどしている。また、体育館を地域住民に無償で開放している。</p> <p>今後は、地域交流ホールや園庭といった場を安全に活用できるよう、見守りのボランティアを確保するなどして学校の友人等が施設に遊びに来やすい環境づくりを行ってほしい。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティアを希望する個人や団体と面談を行い、児童養護施設の子どもについて理解してもらった上で、学習支援ボランティアや中学生、高校生の社会体験ボランティアを受け入れている。</p> <p>しかし、受け入れに関する基本姿勢については、受け入れる目的と受け入れ側の対応やボランティアに対する留意事項の記載に留まっている。また、受入れマニュアルについても不十分である。</p> <p>今後は、児童養護への理解に繋がるようなプログラムの策定やボランティアに求めていることなど、施設側の受入れに関する考え方を明確にし安心してボランティア活動に参加してもらえるようマニュアルの内容を充実してほしい。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携を確保している。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>いわき市内の「保健福祉のしおり」を活用し、関係機関・団体を把握している。また、浜児童相談所と定期的な会議を行い情報の共有を図り、その内容を職員会議等で報告している。</p>		

<p>退所児や対応に配慮が必要な子どもが入所する場合には、連携が必要と思われる機関と情報共有を積極的に行っている。</p> <p>今後は、個別の対応だけでなく、地域に共通する課題の抽出や解決に向けて関係機関と連携・協働した取組ができるようにしてほしい。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設がある小川地区において、青少年育成市民会議の地区協議会、小川地区連合PTA、小川地区第2層協議会、子育てサロン等へ積極的に参加し、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</p> <p>今後は市内で唯一の児童養護施設としての役割を果たすためにも、いわき市内の児童福祉に関する地域ニーズを把握するためのアンケート調査を主体的に実施するなど、積極的な取組を行ってほしい。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>体育館の無償貸し出しなどを実施しているが、地域の福祉ニーズ等に基づいた公益的な事業・活動は行われていない。</p> <p>今後は、例えば災害に際しては、法人に福祉避難所の協定施設もあることから、施設単独ということだけでなく、法人全体として地域住民の避難の受け皿となれるような取組なども検討してほしい。また、地域の子育て支援や若者支援に関する地域の福祉ニーズを把握し、法人として、施設として実施する公益的な活動に繋げてほしい。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢を明示している。</p>		
28	<p>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎日の各グループでの引継ぎ時に、全国児童養護施設協議会作成の冊子「この子を受けとめ、育むために」を活用して養育・支援のあり方について話し合いを行っている。業務マニュアルには、子どもの権利擁護の取組を始めとして、生活における支援の際に子どもを尊重した援助内容や姿勢が示されている。</p> <p>昨年度、人権擁護チェックリストの結果を分析し、CAP研修の実施や施設内の権利擁護委員会を設立しているが、今後、委員会を中心として、子どもを尊重した養育・支援について定期的に把握し評価まで行ってほしい。</p>		
29	<p>Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援を行</p>	a・b・c

	っている。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入浴、排泄、居室といった生活場面ごとのプライバシー配慮について、業務マニュアルに考え方やポイントが記載されている。また、高学年以上の子どもには一人ひとり居室にセーフティBOXが置かれ、自分で鍵を管理し、職員が中を見られないようになっている。直接説明が可能な保護者には、「プライバシー確認書」により写真等の取扱いについて説明して同意をとっている。</p> <p>業務マニュアルが十分に活用されていないため、今後、日々の引継ぎや会議、また研修会などで職員に周知・徹底し、マニュアルに基づいたプライバシーに配慮した養育・支援を心がけてほしい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所のしおりや施設要覧を基に、子どもや保護者に対して説明を行い、説明が可能な保護者からは説明に関する同意書を受け取っている。子ども向けの資料にはフリガナをふったり、子どもの理解力にあわせて口頭で補足説明するよう配慮し、また入所前に出来るだけ施設見学を行うなど、入所前の子どもの不安を和らげるように努めている。</p> <p>しおりや施設要覧は記載内容に変更があった時は修正されているが、記載内容が施設の現状とあっているか、分かりやすい表現になっているかなどを定期的に見直すととともに、作成した日付を入れて新旧の資料が判別できるようにしてほしい。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養育・支援の開始にあたって保護者へ説明する機会があれば、入所のしおりを基に施設での生活がイメージ出来るように説明し、同意書をとっている。</p> <p>保護者には毎月の「おたより」で子どもの状況を伝えたり、進学や就職時には担当職員と家庭支援専門相談員が連携して保護者や子どもの意向把握に努めている。</p> <p>保護者の意向確認は難しいケースも多いが、施設の利用開始時の説明だけでなく、支援方針の変更等があった場合や進路決定の時期などには、保護者や子どもへ丁寧に説明し、意向の聞き取りを行ってほしい。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>措置変更や家庭復帰の際には、子どもや保護者に今後も引き続き施設へ相談できることを口頭で伝えている。また、子どもの成長記録や予防接種状況を記した「健康手帳」には、担当職員から子どもの心身の成長や応援メッセージ等を記載して渡している。</p> <p>今後は、退所した子どもや保護者が相談しやすいように、退所後の相談体制については書面で渡すようにしてほしい。</p>		

<p>また、措置変更の際、移行先の施設から要望があれば各記録を渡しているが、配慮が必要な点など養育・支援に必要な情報について引継ぎ文書の標準化を図り、移行時に渡せるようにしてほしい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足度の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>月1回、各グループの子ども達が話し合う「グループ会議」を開催し、その後、各グループの代表者が集まる「児童会」を開催している。職員はいずれの会議にも同席しているが、子ども達が主体となって自分たちの生活上のルールや要望などについて話し合いを行っている。会議で把握した子どもたちの意見・要望は、職員会議で協議され、出来ること、出来ないことをその都度フィードバックするよう努めている。</p> <p>今後は、会議の場で言い出しにくい意見・要望や、発言しにくい子どもからの意見を受けとめるためにも、定期的に子ども達へ満足に関する調査を行ってほしい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制を確保している。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の体制を整備し、苦情受付担当職員や第三者委員の名前、連絡先を子どもへ渡す「入所のしおり」に記載し、また各グループのリビングに掲示している。</p> <p>第三者委員の氏名・連絡先が分かっているだけでは子どもから相談しにくいいため、施設の行事に第三者委員を招待したり、第三者委員による定期的な相談面接会を開催するなど、日頃から子どもたちと接する機会を設けて、子どもが相談しやすい仕組みを作してほしい。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>意見箱を子どもたちが下校時に通る管理棟の玄関前に設置している。また、入眠前の見回りで相談があった時に対応したり、職員と子どもが一对一で外出する機会を設けて長時間共に過ごすことで話を聞き出すなど、個別の関りを大切にしている。</p> <p>子どもには日頃誰にでも相談出来ることを伝え、相談場所も自室や静養室、心理相談室など、子どもが選ぶようにしている。</p> <p>しかし、子どもに渡している「入所のしおり」には、苦情の相談先は記載されているが、日頃の相談については記載されていないため、今後は、誰にでも相談できることについて分かりやすく文書で周知し、子どもたちの安心に繋げてほしい。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>意見箱への投書や、グループ会議や児童会で子どもたちから出された意見は、基本的に月1回の職員会議で協議してから、子どもたちへ対応を説明することとしている。要望、意見、苦情と様々な内容であるため、マニュアルで明確に対応を決めておくのではなく、ケースバ</p>		

<p>イケースで対応することとしている。</p> <p>意見箱は月1回の職員会議前に中身をチェックしているが、中には迅速な対応が必要な場合もあると思われるため、今後は、日々意見箱をチェックするとともに、意見や相談、意見箱への投書等があった場合の基本的な対応についてフローチャート等を整備してほしい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組を行っている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設内での事故（ケガ・病気、無断外泊、性問題行動）発生時のフローチャートを作成し、初期対応の判断が出来るようになっている。日々の引継ぎや各会議において、ヒヤリハットと思われるケースが報告された場合、施設長等が報告書作成を指示し、職員で回覧し情報を共有するようにしている。</p> <p>今後は、リスクマネジメントに関する責任者を明確にするなどリスクマネジメント体制を整備するとともに、積極的にヒヤリハットの収集・分析を行い、安全確保・事故防止について職員が学ぶ機会を設けてほしい。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症マニュアルが整備され、看護師が中心となって職員会議や主任会議においてコロナ対策等の留意事項の伝達・確認を行ったり、嘔吐物処理方法の学習を行ったりしている。また、感染症が発生し各グループで隔離が必要な場合の対応についても想定している。</p> <p>小舎制では子どもの日々の様子の観察など、まず職員が対応することが多くなるため、職員の役割や責任者を明確にしておき、感染症発生時の連絡体制なども職員に周知・徹底してほしい。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>避難訓練については、様々な時間帯や災害を想定して月1回実施している。備蓄リストが整理され、有事の際のメニューに対応した物品が備蓄されている。</p> <p>施設の立地から「土砂災害対応マニュアル」が策定されているが、火災や地震、豪雨災害については年度毎の避難訓練実施マニュアル策定にとどまっている。災害の種類により、発生から避難までの判断基準が異なるため、「土砂災害対応マニュアル」と同等の、より詳細なマニュアル策定が必要である。</p> <p>また、子どもたちの安全・安心な生活を守るためBCP策定や、時間帯によっては職員の数が少ないため、近隣住民や地域の消防団、法人内の他施設との連携について検討してほしい。</p>		

### Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、養</p>	a・b・c

	育・支援を実施している。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>生活場面ごとに具体的な援助内容やポイントが整理された業務マニュアルが整備されている。</p> <p>しかし、職員室に置かれているだけで各職員に配布されておらず、新任職員への研修でも業務マニュアルを用いた説明が行われていないなど、日々の養育・支援が業務マニュアルに基づく内容となっているかの確認が行われていない。</p> <p>小舎制では職員が少人数に分かれて養育・支援を行うため、職員間で対応に差が出ないよう全職員に業務マニュアルを配布し、養育・支援の内容がマニュアルに沿っているか確認する機会を設けてほしい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小舎制に移行した際に、会議の種類や掃除の仕方について見直しや追加を行っているが、業務マニュアルの検証・見直しについて特に定めがなく、定期的な見直しも行われていない。</p> <p>業務マニュアルを日々の養育・支援に活用することはもちろん、実際の生活や社会の変化に合わせて、また職員だけでなく子どもの意見等も踏まえて、定期的に見直すことが必要である。なお、見直しを行った場合は、その時期と内容を業務マニュアルに明記してほしい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画を策定している。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アセスメント・自立支援計画の策定の流れが整理されている。担当職員、個別対応職員、心理職、家庭支援専門相談員がアセスメントシートを用いてアセスメント後、担当職員が自立支援計画案を策定し、会議で案を協議後、修正を経て自立支援計画が策定されている。子どもと担当職員が年度初めに個別に話す機会を設け、子どもの意向把握や目標設定に活かしている。</p> <p>なお、アセスメントシートが複数あり、現在活用されていないアセスメントシートもあるが、子どもの現状を客観的に把握できるように、アセスメント手法とアセスメントシートを整理してほしい。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>通常は4月から5月にかけて前期の自立支援計画を策定し、その後10月から11月にかけて後期の計画を策定する際に支援上の課題や支援目標に対する評価を行っている。緊急の課題が発生した場合は関係者が集まってカンファレンス会議を開いているが、自立支援計画の見直しまでは行わず、次回の内容に反映するようにしている。</p> <p>今後は、それぞれの子どもの支援目標を意識しながら記録をつけるなど、自立支援計画どおりに日々の養育・支援が行われているかどうかを確認する仕組みを構築し、養育・支援の質の向上に繋げてほしい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録を適切に行っている。		



44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有化している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの生活状況や関係者とのやり取り等、日々の記録はシステム入力され、また自立支援計画や心理職・家庭支援専門相談員等の専門職の記録は施設内ネットワークサーバーに保存されているため、職員は全ての記録を閲覧出来るようになっている。必要な記録はプリントアウトして書面で回覧・保管している。記録は主任、副施設長、施設長が内容を確認し、必要であれば記録の仕方を指導している。また、今年度、業務マニュアルに「ケース入力について」を追加している。</p> <p>今後は、情報開示も見据えた適切な記録の仕方を学ぶため、職員全体で記録の仕方を学習する機会を定期的に設けてほしい。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>記録システムにログインするパスワードは職員が個人で管理し、他の職員であっても分からないようにしている。また、職員採用時に個人情報管理規程の説明を行い、誓約書に署名をもらうことで、取扱いの重要性について伝えている。</p> <p>可能な保護者からは「プライバシー確認書」により写真等の取扱いについて説明して同意をとっているが、施設（法人）の個人情報管理規程にある第三者への情報提供に関する本人同意については説明を行っていない。また、情報開示への対応や特定個人情報取扱いについての規程がなく、規程の見直しや策定が必要である。</p>		

## 内容評価基準（25項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組を徹底している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>令和2年度から全職員及び子どもを対象とした外部講師によるCAP研修を実施し、令和3年度の事業計画の重点目標に子どもの権利擁護を明文化し、権利擁護委員会を設置した。</p> <p>また、権利侵害の防止と早期発見のために、管理職は、支援記録の確認を日々行うとともに、ケース会議等を通して適宜職員への助言等を行っている。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

毎月のグループ会議において、子どもの権利ノートの読み合わせを行うとともに、職員は、日常生活の中で、弱い立場にある子どもに対して思いやりの心をもって生活することの大切さを適宜伝えるなど、権利についての理解を深めることができるよう養育・支援に努めている。

また、外部講師によるCAP研修では、年齢に応じて就学前、低学年、高学年、中・高生に分かれてワークショップを行っている。

今後は職員の養育・支援の標準化を図るために、職員間で子どもの権利に関して学習する機会を定期的に設けてほしい。

#### A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組

A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a・b・c
----	--	-------

##### <コメント>

子ども一人ひとりのアルバムは、写真とともに、成長の過程に寄せる職員からのメッセージや学校生活の記録等が綴られ、見たいときにはすぐに見ることができるようにしている。

担当職員や心理職員、家庭支援専門相談員等が連携し、伝えるタイミングや場所、内容等についてケース会議等で検討して職員間での共通認識を図るなど、子どもの状況に応じて生き立ちを振り返る取組が行われている。

また、事実を伝えた後は観察と記録を丁寧に行い、全職員が適切にフォローできるように努めている。

#### A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等

A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
----	--	-------

##### <コメント>

不適切なかかわりについて子どもが自ら訴えることができるように外部講師によるCAP研修を行っている。苦情受付について入所のしおりで説明し、各グループに掲示物を掲示し、意見箱を設置している。

今後は、業務マニュアルなどを基に不適切なかかわりの防止や援助の仕方について日々確認したり、児童養護施設における人権擁護のためのチェックリストによる自己点検を定期的実施するなど、常に自分たちの養育・支援について振り返る機会を持ってほしい。

#### A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮

A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a・b・c
----	--	-------

##### <コメント>

子どもが主体的に自分たちの生活について検討できるように毎月、グループ会議や児童会を開催している。児童会は、各グループリーダーによる代表委員会と行事委員会、保健委員会から成り、話し合いの内容は職員会議で協議し、結果を子どもにフィードバックし施設運

當に反映している。

余暇については、スポーツや読書、ゲームなど一人ひとりの趣味や興味に合った活動ができるように支援している。

また、子どもの年齢や特性に応じて経済観念や金銭感覚が身につくよう、小遣い帳の記入を行ったり、職員と一緒に外へ出かけて予算内で買い物をする機会を設けたり、中・高生を対象とした外部講師による「お金の使い方講座」を実施したりしている。

#### A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア

A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・b・c
----	--	-------

##### <コメント>

入所時は、児童相談所と連携し、子どもが事前に施設を見学する機会と職員が本人と面会する機会を設け、それまでの生活と特性の把握に努めている。

入所日には、子どもの好きな食べ物を献立に反映できるように栄養士と連携するとともに、担当職員の勤務体制にも配慮し、子どもの不安を軽減できるよう温かく迎えている。

また、入所前の友人や教職員とのやり取りの希望があれば手紙という形で子どもの人間関係の継続に配慮している。

退所時には、「健康手帳」に職員のメッセージを記載しているが、今後、施設変更時には、養育・支援で配慮が必要な点等についての引継ぎ文書を標準化し、子どもの養育の継続性を図ってほしい。

A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
----	--	-------

##### <コメント>

退所後の生活に向け子どもが安定した社会生活が送れるように、外部講師による「お金の使い方講座」や、高校3年生などを対象に、分園近くのアパートで一人暮らしの体験をする自立訓練を行っている。

また、こどもの巣立ち見守り事業として、退所後の生活上の問題や、就職活動、就職後のフォローアップ等に対して電話や訪問による支援をきめ細かく実施している。

今後は、退所者がより気軽に相談できるように退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流できる機会を設けてほしい。

## A-2 養育・支援の質の確保

#### A-2-(1) 養育・支援の基本

A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・b・c
----	--	-------

##### <コメント>

職員は、毎日の引き継ぎの中で全国児童養護施設協議会作成の冊子「この子を受け止めて、育むために」の読み合わせをするなど、子どもが表出する感情や言動の背景や理由を理解することに努めている。

<p>今後は、定期的に利用者アンケートを実施し、小舎制の中でケアニーズが高い子どもが表出する感情や行動に対し、担当職員が抱え込まないように、職員間でより一層情報共有を図りながら、子どもとのさらなる信頼関係を構築してほしい。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各グループでの生活のルールや役割は、子どもとグループ担当職員との話し合いによって決められ、子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、柔軟に対応できるようになっている。</p> <p>また、買い物や散髪等に担当職員と子どもが対面で外出をする機会を意図的に設けるなど、個別の関わりの時間を大切にしている。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、子どもの自主性を大切にし、生活の中で子どもが自己決定できるように見守り、支援している。</p> <p>また、子どもが失敗してしまった時でも寄り添い、励まし、成功した時には称賛しながら、自己肯定感が高まるような支援に努めている。</p> <p>今後は、忙しい時間帯にも職員が子どもを十分に見守り出来るよう、職員配置に配慮してほしい。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホールや体育館に、年齢段階に応じた図書や玩具、様々なスポーツ用品を整備し、図書は居室への貸出を行っている。</p> <p>また、地域の子ども会や子育てサロンに参加し交流を図ったり、学習ボランティアの活用なども行っている。</p> <p>毎月のグループ会議や児童会で、子どもたちの要望や希望を把握し、可能な限りニーズに応え、応えられない場合は、その理由などを説明している。</p> <p>図書の寄贈などもいただいているが、今後、地域にある学びや遊びに関する情報を把握して、子どもたちの育ちのために活用してほしい。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、子どもの年齢や特性に応じて、日常生活の中で自立に必要なスキルが身に付くように適宜声かけをするとともに、旅行や地域の行事等への参加を通して社会性を育む経験の機会を増やすようにしている。</p> <p>また、携帯電話やタブレット、通信ゲームなどを通じてSNSを利用している子どももいることから、適切な使い方について職員が外部講師から学び、その内容を子どもたちと話し合いながら、知識が身につくように支援している。</p>		

A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食事は、栄養士が立てた献立を調理員が各グループの対面式キッチンにて調理し、子どもたちが配膳などを手伝いながら、ダイニングテーブルを囲み、家庭的な雰囲気の中で提供している。</p> <p>帰宅が遅くなる子どもにも、電子レンジや冷蔵庫で適温提供している。</p> <p>栄養士による嗜好調査を年1回と給食会議を毎月開催し、誕生日の希望メニューや季節感のある行事食を献立に反映している。</p> <p>今後は、子どもの栄養管理のために、グループ毎に残食の管理を行い、嗜好と栄養により配慮した支援に繋げてほしい。</p>		

A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、子どもの年齢や特性に応じて、自分で洗濯や衣類の整理、衣替えなどを行えるよう支援している。</p> <p>アイロンかけ等は、子どもの目にふれることができるように子ども達が集まるリビングで行っている。</p> <p>また、子ども自身が、好みやTPOに応じた衣類を選び、着ることができるよう、担当職員が同伴して外出し、相談に応じながら衣類を購入する機会を設けている。</p>		

A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整備され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>グループには、季節の生け花が飾られ、キッチンやリビングは清潔で掃除が行き届いており、家庭的な雰囲気が感じられる。</p> <p>居室には、子どもの趣味や嗜好に合わせてお気に入りのものを飾るなど、安心して生活できる空間となるよう配慮している。</p> <p>また、職員は、子どもの発達段階や状況に応じて、居室の整理整頓や掃除等を教え、清潔な状態を維持できるよう支援している。</p>		

A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心	a・b・c

	身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>看護師を配置し、子どもがより健康的な生活が送れるよう、担当職員や医療機関と連携して一人ひとりの子どもの健康管理に努めている。</p> <p>医療機関を受診している子どもも多く、看護師だけではなく状況に応じて担当職員等が同行するなど、医師に適切な情報を伝えられるように配慮している。</p> <p>服薬については、看護師や心理職が通院後、担当職員に配薬し、職員室の施錠できる場所に保管し、その都度職員が確認しながら与薬し、服薬管理表を用いて、飲み忘れがないかチェックしている。</p>		

A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>外部講師による子どもを対象とした年齢別の性教育やCAP研修、看護師による男女別の性教育を実施している。</p> <p>また、子どもの特性に応じて看護師が個別に性教育を実施している。</p> <p>職員は、ケース会議を通じて、子ども一人ひとりの特性に応じた性教育について検討しているが、今後、性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを実施するなど、定期的に職員と子どもがともに学び合う機会を設けてほしい。</p>		

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>不適応行動が生じた際は、必要に応じて施設内で臨時のケース会議を実施して職員間で情報を共有し、結果によっては各関係機関に連絡し、対応について協議を行っている。</p> <p>また、加害した子どものみならず、被害を受けた子どもへの対応や不適応を起しているグループ全体の体制についても協議を行い、改善策を考えている。</p> <p>子どもの状況によっては児童相談所や医療機関と協議していることも記録から確認できた。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各グループのリビングの掲示板には養育方針である「いじめや暴力のない生活」の掲示物が掲示されており、職員は、子どもに暴力は絶対に許されないことを日々伝えている。</p> <p>専門的・治療的ケアを必要とする対人関係に課題を抱える子どもの割合も増えており、事件や事故等が発生した場合は、臨時ケース会議にて情報を共有し、施設で対応を協議すると</p>		

ともに、児童相談所や医療機関等の協力も得ながら対応している。

A-2-(8) 心理的ケア

A⑳	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

常勤の心理職員を1名配置し、心理的ケアが必要な子どもに対して心理面談や児童相談所面談、精神科通院等の対応をしている。

また、心理療法を行う心理相談室は、子どもが安心して落ち着いて心理ケアを受けられるように、季節感のある温かみのある装飾を施すなどの配慮をしている。

今後は、心理的支援が養育・支援に有効に組み込まれるよう、担当職員等との更なる連携に努めてほしい。

A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等

A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

グループで担当職員が宿題などの学習状況を把握し、学習習慣が身に付くように支援し、学業に遅れのある子どもについては個別に副教材を準備したり、授業の準備まで見届けるなど、スムーズに学習に移れるように配慮している。

また、受験生は落ち着いた環境で学習ができるように、居室の他に学習室を用意するなど学習環境の整備に努めている。

今後は、感染対策に留意しながら、個々の希望に応じて学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用してほしい。

A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

職員は、子ども自身による進路の自己決定ができるように、外部講師による奨学金の説明の機会を設けたり自立訓練を行うなど、資金面の情報提供も行いながら子どもの意思を尊重した支援に努めている。

また、子どもの目標を自立支援計画票に反映し、保護者や学校、児童相談所などの関係機関と連携を図りながら、目標の実現に向けて支援している。

A㉓	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

社会的自立や経済観念を学ぶ機会や進路選択に向けて、希望する子どもには可能な限りアルバイトや各種資格取得を推奨している。

また、職場実習については、各学校で実施しているものには積極的に参加している。

今後は子どもの状況に応じ、進路選択に繋げていけるよう実習先や体験先の開拓や訪問などに取り組んでほしい。

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A⑭	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭支援専門相談員は、担当職員とともに、施設での子どもの生活や成長の様子、施設・学校の行事予定を伝える「おたより」を毎月各家庭に送付している。送付が難しい保護者には児童相談所に送付し連携を図っている。</p> <p>保護者との外出や一時帰宅時には、子どもの様子や外泊中の献立、施設への要望等を保護者に記載してもらい、また、帰舎後に職員が子どもにも確認し、不適切なかかわりの発見等にも努めている。</p>		

A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A⑮	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭支援専門相談員を中心に児童相談所や関係機関と連携しながらケースを見立て、再構築のための支援方法についてケース会議で情報共有している。</p> <p>また、それぞれの家庭に応じて、ペアレントトレーニングによる親子生活訓練室の活用やオンライン面会、家族との外出等を実施し、家族との関係の継続、養育力の向上に取り組んでいる。</p>		